

法令等

問題1～問題40は択一式（5肢択一式）

問題1 正解3

問題を解く前に、問題文及び各空欄の語句を一読してから、各空欄に入るべき語句を検討していきます。

まず、空欄【ア】には、「少数意見」が入ります。空欄の後に、その説明として「それによれば、裁判官の意見が区々に分れていることを外部に明らかにすることは、裁判所の権威を害するとされる。」とありますので、意見が区々に分れているという部分から少数意見だと分かります。

次に、空欄【イ】には、「判例」が入り、空欄【ウ】には「多数意見」が入ります。空欄【イ】と【ウ】は、外部への見え方についての記述ですので、外部へ示される判決と判決を支持している多数意見が入ることになります。

さらに、空欄【エ】には、外観上は一枚岩のように見えるべきという文章の趣旨から「全員一致」が入ります。

以上より、正解肢は3となります。

問題2 正解1

- ア 法律要件とは、法律効果を発生させるための原因事実をいいます。事実発生などの客観的因素はもちろんですが、意思表示等の主観的因素もこれに含まれます。本肢は誤りです。
- イ 法律効果とは、法律要件を満たしたことで発生する法律上の権利義務関係の変動（発生、変更または消滅）を指します。本肢は妥当な記述です。
- ウ 構成要件とは、刑法学において犯罪が成立するための構成要素を指します。それには、客観的事実の他に故意や過失などの主観的因素も含まれます。本肢は誤りです。
- エ 立法事実とは、法律を制定する場合において、当該立法の合理性を根拠付ける社会的、経済的、政治的又は科学的事実をいいます。本肢は妥当な記述です。
- オ 要件事実とは、法律要件に該当する具体的な事実をいいます。本肢は妥当な記述です。

以上より、誤っているものはア・ウとなり、正解肢は1となります。

問題3 正解5

本問の題材となっている判例は、公正な論評の法理についての判例といわれるものです（最判平元.12.21）。

この事案の概要は、以下の通りです。

すなわち、長崎市内の公立小学校において、組合に所属する原告である教師Xは、通知表の記載等について校長の指示に従わずに、結果として児童に通知表を交付できない事態となりました。このことは、当時一般市民の間でも大きな関心事となっていました。被告Yは、自分の収集した証拠等に基づいて、教師Xの行為は組合活動の一環と思い、ビラを作成して、児童や各家庭や市内の繁華街などで配布しました。このビラには、Yの立場からの意見のほか、「教師としての能力自体を疑われるような『愚かな抵抗』」、「お粗末教育」、「有害無能な教職員」等の表現が用いられていました。さらに、Xら50名の各勤務先学校名・担任クラス・氏名・年齢・住所・電話番号が個別的に記載されていました。これに対して、XらがYのビラ配布を名誉棄損として、不法行為による損害賠償請求及び謝罪広告の掲載を求めて出訴したというものです。

最高裁は、Yの行為について、名誉棄損は認めずに謝罪広告請求を棄却したものの、人格的利益の侵害は肯定し、慰謝料を原告の請求よりも減額して認めました。

その判旨は、以下の通りです。

公共の利害に関する事項について自由に批判、論評を行うことは、もとより表現の自由の行使として尊重されるべきものであり、その対象が公務員の地位における行動である場合には、右批判等により当該公務員の社会的評価が低下することがあっても、その目的が専ら公益を図るものであり、かつ、その前提としている事実が主要な点において真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くものというべきである。このことは、当裁判所の判例の趣旨に従して明らかであり、ビラを作成配布することも、右のような表現行為として保護されるべきことに変わりはない。

本件において、前示のような本件ビラの内容からすれば、本件配布行為は、被上告人らの社会的評価を低下させることがあつても、被上告人らが、有害無能な教職員でその教育内容が粗末であることを読者に訴え掛けることに主眼があるとはにわかに解し難く、むしろ右行為の当時長崎市内の教育関係者のみならず一般市民の間でも大きな関心事になっていた小学校における通知表の交付をめぐる混乱という公共の利害に関する事項についての批判、論評を主題とする意見表明というべきである。本件ビラの末尾一覧表に被上告人らの氏名・住所・電話番号等が個別的に記載された部分も、これに起因する結果につき人格的利益の侵害という観点から別途の不法行為責任を問う余地のあるのは格別、それ自体としては、被上告人らの社会的評価に直接かかわるものではなく、また、本件ビラを全体として考察すると、主題を離れて被上告人らの人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱しているということもできない。そして、

本件ビラの右のような性格及び内容に照らすと、上告人の本件配布行為の主觀的な意図及び本件ビラの作成名義人が前記のようなものであっても、そのことから直ちに本件配布行為が専ら公益を図る目的に出たものに当たらないということはできず、更に、本件ビラの主題が前提としている客観的事実については、その主要な点において真実であることの証明があったものとみて差し支えないから、本件配布行為は、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くものというべきである。

以上より、本問が想定している事例として妥当なものは、肢5となります。

なお、本問の題材となっている判例を知らない場合でも、問題文の掲げる判旨を読むと、①公務員の地位における行動で、かつ公共の利害に関する事項について、批判・論評を行うことが問題となったことが読み取れます。さらに、「人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱」という部分から、②公務員の個人攻撃に陥りかねないような行動が問題となったことも読み取れます。上記の①②を充たすかどうかを個別に判断すると、肢1は、B市の施策についての批判ですので、②が充足されません。次に、肢2と肢3については、公務員の地位における行動ではないので、①が充足されません。そして、肢4は機密漏洩をそそのかした点が問題となっており、公務員の行動の論評は行っていません。

最後に、肢5は、①②ともに充足しますので、これが正解肢と判断できます。

問題4 正解2

本問の題材となっているのは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律36条の6第1項及び3項と憲法22条1項についての判例です（最判令3.3.18）。

判例の事案は、以下の通りです。すなわち、一定の要指導医薬品については、法律により薬剤師による対面販売を義務づけられているところ、ネットで医薬品を販売している原告Xが、この規定が憲法22条1項違反であるとして、国を被告として提訴したものです。

最高裁は、「憲法22条1項は、狭義における職業選択の自由のみならず、職業活動の自由も保障しているところ、職業の自由に対する規制措置は事情に応じて各種各様の形をとるため、その同項適合性を一律に論ずることはできず、その適合性は、具体的な規制措置について、規制の目的、必要性、内容、これによって制限される職業の自由の性質、内容及び制限の程度を検討し、これらを比較考量した上で慎重に決定されなければならない。この場合、上記のような検討と考量をするのは、第一次的には立法府の権限と責務であり、裁判所としては、規制の目的が公共の福祉に合致するものと認められる以上、そのための規制措置の具体的内容及び必要性と合理性については、立法府の判断がその合理的裁量の範囲にとどまる限り、立法政策上の問題としてこれを尊重すべきものである」と判断しました。

以上より、正解肢は2となります。

問題5 正解4

- 1 第三者所有物没収事件においては、貨物の密輸出で有罪となった被告人が、告知弁解、防衛の機会の保障という手続的保障がないままに第三者の所有物が没収されたことを理由に、手続の違憲性を主張しています（最大判昭37.11.28）。そして、最高裁はこの点を許容しています。本肢は誤りです。
- 2 判例は、被疑者の弁護士が捜査機関に初回の接見を求めたところ、被疑者を取調べ中であることを理由に、接見の申出を拒否され、翌日に接見するよう指定された事案について、このような接見指定は国家賠償法上違法であるとしています（最判平12.6.13）。この判例から考えると、問題文の「憲法は接見交通の機会までも実質的に保障するものとは言えない。」という記述があり、本肢は誤りです。
- 3 判例は、個々の刑事事件について、現実に本条1項の保障に明らかに反し、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害されたと認められる異常な事態が生じた場合には、これに対処すべき具体的規定がなくても、もはや当該被告人に対する手続の続行を許さず、その審理を打ち切るという非常救済手段をとることも認められるとしています（高田事件 最判昭47.12.20）。本肢は誤りです。
- 4 判例は、不利益供述の強要の禁止に関する憲法の保障（憲法38条）について、「右規定による保障は、純然たる刑事手続においてばかりではなく、それ以外の手続においても、実質上、刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結びつく作用を一般的に有する手続には、ひとしく及ぶものと解するのを相当とする。」と述べています（川崎民商事件 最大判昭47.11.22）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 5 判例は、「追徴税の制度は納税義務違反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようとする制度であり、違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる刑罰とは趣旨・性質を異にするので、追徴税と刑事罰を併科することも許される」としました（追徴税と刑事罰の併科の可否 最大判昭33.4.30）。本肢は誤りです。

問題6 正解4

- 1 憲法73条3号は、「条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。」と規定しています。しかし、問題文のような「やむを得ない事情があれば、事前または事後の国会の承認なく条約を締結できる。」という例外規定はありません。本肢は誤りです。
- 2 憲法上、問題文のような規定はありません。それに、そもそも政令制定は国会とは関係がありませんし、国会が閉会中の場合には参議院の緊急集会があります。本肢は誤りです。
- 3 参議院の緊急集会の招集権者は、内閣のみであり、参議院自体は招集できません(54条2項)。本肢は誤りです。
- 4 憲法70条は、「内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。」と規定しています。また、憲法71条は「前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。」と規定しています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 5 憲法上、予算も暫定予算も成立しなかった場合において、「内閣は、新年度予算成立までの間、自らの判断で予備費を設け予算を執行することができる。」という規定はありません。本肢は誤りです。

問題7 正解3

- 1 判例は、「公判廷における写真の撮影等は、その行われる時、場所等のいかんによつては、前記のような好ましくない結果を生ずる恐れがあるので、刑事訴訟規則二一五条は写真撮影の許可等を裁判所の裁量に委ね、その許可に従わないかぎりこれらの行為をすることができないことを明らかにしたのであつて、右規則は憲法に違反するものではない」としています（最大判昭33.2.17）。カメラ取材も同様に考えることができますので、本肢は誤りです。
- 2 判例は、秩序罰としての過料を非訟事件手続法により裁判所が科することは合憲であり、かつ非訟事件については非訟事件手続法の定めるところにより、公正な不服申立の手続が保障されていることにかんがみ、公開・対審の原則を認めなかつたとしても憲法82条、32条に違反するものではないと解しています（最大決昭41.12.27）。本肢は誤りです。
- 3 判例は、証人尋問が公判期日において行われる場合、傍聴人と証人との間で遮へい措置が採られ、あるいはビデオリンク方式によることとされ、さらには、ビデオリンク方式によつた上で傍聴人と証人との間で遮へい措置が採られても、審理が公開されていることに変わりはないから、これらの規定は、憲法82条1項、37条1項に違反するものではないとしています（最判平17.4.14）。よつて、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 4 判例は、傍聴人が法廷でメモを取る行為については、尊重に値するとしつつも、憲法上の権利として保障することまでは認めていません（レペタ訴訟 最大判平元.3.8）。本肢は誤りです。
- 5 判例は、分限裁判は、一般の公務員に対する懲戒と同様、その実質は裁判官に対する行政処分の性質であるとし、懲戒の裁判は、純然たる訴訟事件についての裁判には当たらないとして、分限事件については憲法82条1項の適用はないと解しています（最大決平10.12.1）。本肢は誤りです。

問題8 正解2

本問では、まず問題文にある判例について見ていきます。

まず、いわゆる朝日訴訟（最高判昭42.5.24）です。

この訴訟では、被保護者の死亡と生活保護処分に関する裁決取消訴訟承継の成否について争われ、最高裁は、生活保護処分に関する裁決の取消訴訟は、被保護者の死亡により、当然終了すると判断しています。そして、問題にある部分ですが、最高裁は「おもうに、生活保護法の規定に基づき要保護者または被保護者が国から生活保護を受けるのは、単なる国の恩恵ないし社会政策の実施に伴う反射的利益ではなく、法的権利であつて、保護受給権とも称すべきものと解すべきである。」と述べています。

次に、公法上の権利の一身専属性が問題となる事例として、労働者等のじん肺に係る労災保険給付を請求する権利についての判決（最判平29.4.6）、さらには原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく認定の申請がされた健康管理手当の受給権についての判決（最判平29.12.18）が取り上げられています。

両者は事例が異なりますが、ともに問題となっている給付請求権を遺族において承継すべきものと解しています。

そして、後者の判決では、最高裁は「被爆者援護法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図るという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは否定することができない。」と述べています。

以上を前提とすると、空欄[A]には、アが相応しいといえます。

次に、空欄[B]には、エが入ります。

最後に、空欄[C]には、カが入りますので、正解肢は2となります。

問題9 正解4

ア 行政手続法の定義は、2条に定められています。しかし、2条には行政契約についての定めがありません。また、そもそも行政手続法は「処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続」に関しての規定のみを定めています（1条参照）。本肢は誤りです。

イ 地方公共団体が必要な物品を売買契約により調達する場合、地方自治法は、その公平性及び合理性のため「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定しています（234条1項）。本肢は誤りです。

ウ 判例は、水が限られた資源であることを考慮すれば、市町村が正常な企業努力を尽くしてもなお水の供給に一定の限界があり得ることも否定することはできないのであって、給水義務は絶対的なものということはできず、給水契約の申込みが右のような適正かつ合理的な供給計画によっては対応することができないものである場合には、法一五条一項にいう「正当の理由」があるものとして、これを拒むことが許されると解すべきであるとしています（最判平11.1.21）。本肢は妥当な記述です。

エ 判例は、公害防止協定の有効性について、これを有効としています（最判平21.7.10）。したがって、公害防止協定について、法律に根拠のない権利制限として法律による行政の原理に抵触するため法的拘束力を有しないとする問題文は誤っています。本肢は誤りです。

オ 判例は、地方公共団体が随意契約の制限に反して契約を随意契約で締結した場合、当該法令の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、私法上無効になると解しています（最判昭62.5.19）。問題文では、そのような特別の事情が存在しない限り、当該契約は私法上有効なものと述べられていますので、判例の趣旨に合致します。本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはウ・オとなり、正解肢は4となります。

問題10 正解5

- 1 警察官職務執行法には、警察官は、職務質問に付隨して所持品検査を行うことができると規定されていません。この点で、本肢は誤りです。なお、判例では警察官が職務質問に付隨して所持品検査を行うことの可否が問題となりましたが、最高裁は、所持品検査は所持人の承諾がなくとも具体的な状況の下で相当と認められる限度において許容される場合があるとしています（最判昭53.9.7）。
- 2 判例は、警察官が、交通取締の一環として、交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のため、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわりなく短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などをすることは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法であるとしています（最判昭55.9.22）。問題文では「走行の外観上不審な車両に限ってこれを停止させることができる。」と記述しています。本肢は誤りです。
- 3 行政手続法の射程については、1条において「処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定める」と規定されています。つまり、行政調査は行政手続法には規定がありません。本肢は誤りです。
- 4 判例は、旧法人税法における税務調査の質問検査権について、犯罪捜査の手段として行うことは許されないとしつつ、集められた証拠資料が、後で犯罪の証拠として利用されることが想定できたとしても、そのことで直ちに、税務調査の質問・検査が犯罪捜査のためにされたことにはならないと解しています（最決平16.1.20）。この趣旨からすると、本肢の国税通則法の質問検査権についても同様に解することができます。本肢は誤りです。
- 5 日本では、憲法上罪刑法定主義が採用されていますので、行政調査において、もし調査に応じなかった者に刑罰を科す場合、調査自体の根拠規定とは別に、原則として刑罰を科すことにつき法律に明文の根拠規定を要すると考えるべきです。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題11 正解1

- 1 行政手続法6条の規定の内容です。行政庁は、標準処理期間を定める努力義務があります。そして、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適切な方法により公にする法的義務が課せられます。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 2 行政手続法7条は、「法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請」の場合、「速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求める」又は、「当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」と規定しています。本肢は誤りです。
- 3 まず、行政庁が申請により求められた許認可等の拒否処分を行う場合には、理由の提示は法的義務です（8条1項）。したがって、この点で本肢は誤りです。なお、行政庁が申請により求められた許認可等の認容処分を行う場合には、特に理由の提示について定めがありません。したがって、この点でも本肢は誤りです。
- 4 行政手続法9条には、申請者の求めに応じて審査の進捗や処分時期の見通しを示す努力義務の規定はあります（9条1項）。しかし、行政庁の側から書面で通知するべきという義務規定は存在しません。本肢は誤りです。
- 5 行政手続法10条の規定する公聴会の開催の対象は、「当該申請者以外の者および申請者本人の意見」ではなく「当該申請者以外の者の意見」となっています。また、公聴会の開催は、問題文のように法的義務ではなく努力義務となっています。本肢は誤りです。

問題12 正解3

- 1 行政手続法は、不利益処分を行う場合には意見陳述の機会の付与が必要としています（13条参照）。しかし、申請拒否処分は、不利益処分には該当しません（2条4号ロ）。つまり、申請拒否処分には意見陳述の機会の付与の義務は適用されません。本肢は誤りです。
- 2 申請に対する処分における公聴会の開催の努力義務規定は（10条）、不利益処分では規定がありません。本肢は誤りです。
- 3 まず、弁明の機会の付与については、聴聞によるべきこととして法律が定めている場合（13条1項1号イからハ）に該当しないときに行われます（同条項ロ）。そして、弁明手続は、行政庁が口頭ですることを認めたとき以外は、弁明書を提出して行います（29条1項）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 4 行政手続法27条は、「この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。」と規定しています。なお、「この節」とは聴聞を定めている第三章第二節です。本肢は誤りです。
- 5 聽聞を主宰することができない者について、法はその定めを政令に委任しておらず、行政手続法19条2項で定めています。具体的には、当該聴聞の当事者又は参加人等が規定されています（19条2項各号参照）。本肢は誤りです。

問題13 正解1

- 1 行政手続法2条7号では、「届出とは「行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。」と規定されています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 2 届出の行政手続法の定義は、上記肢1の通りです。それによると、事前になされるものに限るという限定はありません。本肢は誤りです。
- 3 届出の行政手続法の定義は、上記肢1の通りです。それによると、問題文の前段は正しいのですが、後段のような限定はありません。本肢は誤りです。
- 4 行政手続法37条は、「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合」と規定しています。問題文では「法令に定められた届出書の記載事項に不備があるか否かにかかわらず」とあります。本肢は誤りです。
- 5 肢4の解説のように、行政手続法37条は、「届出書に必要な書類が添付されていること」と規定しています。問題文では「届出書に法令上必要とされる書類が添付されていない場合」とありますので、たとえ機関事務所に到達しても届出の義務は履行されたとはいえません。本肢は誤りです。

問題14 正解2

- 1 問題文では、行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に審査請求をすることができる場合には、原則的に再調査の請求が可能であると述べられています。しかし、行政不服審査法5条1項では、再調査請求は法律に再調査の請求ができる旨の定めがある場合にのみ可能とされています。本肢は誤りです。
- 2 行政不服審査法42条1項は、審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（審理員意見書）を作成すべしと規定し、さらに同条2項では、同意見書を速やかに事件記録とともに審査庁に提出しなければならない旨を定めています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 3 問題文では、単にある者が「法令違反事実がある場合なのに、その是正のためにされるべき処分がされていない」と思料しているだけの状況です。つまり、その思料している者は、いまだ行政庁から処分を受けていないですし、処分についての申請をして行政庁から不作為を受けているわけでもありません。したがって、審査請求をする当事者適格が認められません。本肢は誤りです。なお、このような場合には行政手続法36条の3によって処分や行政指導を求めることがあります。
- 4 本肢では、行政指導が行政不服審査法の定める審査請求が可能な「処分」に該当するかどうかが問題となります。一般に処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいいます。そうすると、行政指導はあくまでも「お願い」であり、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものには該当しません。よって、原則として行政指導に対して審査請求をすることはできないことになります。本肢は誤りです。なお、このような場合には、行政手続法36条の2により行政指導の中止を求めることになります。
- 5 行政不服審査法は、適用除外にされるものを除き、国及び地方公共団体の行う処分を対象としています。また、その根拠が法律か条例かに関わらず、原則として行政不服審査法の規定が適用されます。なお、国の場合の諮問機関は行政不服審査会であり（43条）、地方の場合には審査会に相当する機関を別に設けることを義務づけています（81条）。以上より、問題文は、地方公共団体の処分についても総務省に設置された行政不服審査会に諮問すべきとしている点が誤りとなります。

問題15 正解2

- 1 行政不服審査法9条1項は、審査庁は、審査庁に所属する職員（17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから審理員を指名すると規定しています。本肢は誤りです。
- 2 行政不服審査法33条は、「審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。」と定めています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 3 行政不服審査法35条1項は、「審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。」と定めています。つまり、当事者の申立てを待たずとも職権でも可能です。本肢は誤りです。
- 4 行政不服審査法36条は、「審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。」と定めています。つまり、当事者の申立てを待たずとも職権でも可能です。本肢は誤りです。
- 5 行政不服審査法39条は、「審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。」と定めています。つまり、一度併合したものを見分離することも可能です。本肢は誤りです。

問題16 正解1

- 1 行政不服審査法82条1項は、不服申立てをすべき行政庁等の教示について、処分を書面で行う場合には教示しなければならないとしていますが、同条ただし書では、処分を口頭でする場合には教示義務がないとしています。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 2 行政不服審査法82条1項は、教示すべき内容として、①当該処分につき不服申立てをすることができる旨、②不服申立てをすべき行政庁、③不服申立てをすることができる期間を規定しています。そして、問題文の通り「当該処分の執行停止の申立てをすることができる旨」については教示義務を課していません。本肢は妥当な記述です。
- 3 行政不服審査法82条3項は、処分庁は、利害関係人から、当該処分が審査請求をすることができるかどうかにつき書面による教示を求められたときは、書面で教示をしなければならないとしています。本肢は妥当な記述です。
- 4 行政不服審査法83条1項は、行政庁が教示をしなかった場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができると規定しています。本肢は妥当な記述です。
- 5 行政不服審査法50条3項は、審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならないとしています。本肢は妥当な記述です。

問題17 正解4

- 1 行政事件訴訟法上に明文で列挙されている訴訟類型以外にも、抗告訴訟が認められる場合があります。いわゆる無名抗告訴訟と呼ばれるものです。本肢は誤りです。
- 2 不作為の違法確認の訴えに対し、請求を認容する判決が確定した場合でも、その効果は、行政庁の申請に対する不作為の状態が違法であることを確認するという意味しかありません。問題文のように、「当該訴えに係る申請を審査する行政庁は、当該申請により求められた処分をしなければならない。」という効果はありません。本肢は誤りです。
- 3 行政事件訴訟法3条5項は、「この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。」と規定しています。つまり、申請が法令に基づくものであることが必要です。本肢は誤りです。
- 4 行政事件訴訟法44条は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。」と規定しています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 5 当事者訴訟の具体的な出訴期間については、行政事件訴訟法に規定はありません。本肢は誤りです。

問題18 正解1

- 1 都市計画法では、開発行為の許可申請を行う場合には、あらかじめ開発行為に関係のある公共施設の管理者の同意を得ておくべきと定めています。そして、判例は、公共施設の管理者である行政機関等が当該同意を拒否する行為それ自体については、抗告訴訟の対象となる処分にはあたらぬと解しています（最判平7.3.23）。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 2 判例は、都市計画区域内において用途地域を指定する決定について、その効果は、新たにそのような制約を課す法令が制定された場合と同様の当該地域内の不特定多数の者に対する一般的抽象的なものにすぎず、当該地域内の個人の具体的な権利を侵害するものではないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当しないとしています（最判昭57.4.22）。本肢は妥当な記述です。
- 3 判例は、土地区画整理事業の事業計画の決定は、施行地区内の宅地所有者等の法的地位に変動をもたらすものであって、抗告訴訟の対象とするに足る法的効果を有するものということができ、したがって、事業計画の決定は、3条2項にいう『行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為』に当たるとしています（最大判平20.9.10）。なお、この判例は、いわゆる青写真判決（最大判昭41.2.23）を変更したものと評価されています。本肢は妥当な記述です。
- 4 判例は、地方公共団体が営む簡易水道事業において、水道料金の改定を内容とする条例を制定する行為は、行政処分に該当しないとしています（最判平18.7.14）。本肢は妥当な記述です。
- 5 判例は、市の設置する特定の保育所を廃止するという内容の条例の制定行為は、当該保育所に現に入所中の児童及びその保護者という限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る法的地位を奪う結果が生じるから、行政処分に該当すると判断しています（最判平21.11.26）。本肢は妥当な記述です。

問題19 正解3

- 1 却下とは、訴訟要件が充足しない場合に、その請求内容の当否を問わずに門前払いするものです。問題文にある、「当該処分に無効原因となる瑕疵が存在するかしないか」は、請求内容の当否についての問題であり、訴訟要件の問題ではありません。本肢は誤りです。
- 2 無効確認訴訟の原告適格については、行政事件訴訟法36条があり、「無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り、提起することができる。」と規定しています。本肢は誤りです。
- 3 行政事件訴訟法8条1項ただし書は、取消訴訟についていわゆる審査請求前置主義を規定しています。しかし、この条項は無効確認訴訟には準用されていません（38条参照）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 4 行政事件訴訟法25条は、取消訴訟について執行停止を規定しています。そして、この規定は無効確認訴訟でも準用されています（38条3項）。無効確認訴訟でも、処分の執行停止を申し立てることはできます。本肢は誤りです。
- 5 行政事件訴訟法36条は、「無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り、提起することができる。」と規定しています。下線部の記述に照らして、本肢は誤りです。

問題20 正解2

- 1 判例は、刑事裁判において無罪の裁判が確定したというだけで直ちに起訴前の逮捕・勾留・公訴の提起・追行、起訴後の勾留が違法となることはないとしています。その理由としては、逮捕・勾留はその時点において犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められる限りは適法であり、公訴の提起は、検察官が裁判所に対して犯罪の成否、刑罰権の存否につき審判を求める意思表示にほかならないのであるから、起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるものと解するのが相当である、という点を挙げています。本肢は誤りです。
- 2 判例は、指定確認検査機関による建築確認事務は、当該確認に係る建築物について確認権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体の事務であり、当該地方公共団体が、当該事務について国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うとしています（最判平17.6.24）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 3 判例は、公立学校における教職員の教育活動は、国家賠償法1条1項にいう「公権力の行使」に該当すると判断しています（最判昭62.2.6）。本肢は誤りです。
- 4 判例は、税務署長のする所得税の更正が所得金額を過大に認定していた場合、当該更正は、国家賠償法1条1項の適用上、当然に違法の評価を受けるものではないとしています（最判平5.3.11）。この中で、税務署長が資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定・判断する上において職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合には違法の評価を受けるという基準を述べています。本肢は誤りです。
- 5 判例は、問題文のような事例において、パトカーの追跡行為が違法かどうかについて、パトカーの追跡行為が違法というためには、追跡が職務執行を遂行する上で不必要であるか、逃走車両の逃走の態様・交通状況等から予測される具体的危険性の有無・内容に照らし、追跡の方法等が不相当地あることを要するという見解を示しています。そうすると、問題文のように「当然に違法の評価を受ける」とは考えていいないと解されます。本肢は誤りです。

問題21 正解3

ア まず、前段の営造物責任について利用者以外の第三者への責任も含まれるとする記述は正しいといえます。次に、後段の記述については、判例「回避可能性があったことが本件道路の設置又は管理に瑕疵を認めるための積極的要件になるものではないと解すべき」としてこれを否定しています（最判平7.7.7）。本肢は誤りです。

イ 判例は、営造物の供用が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となり、当該営造物の設置・管理者が賠償義務を負うかどうかを判断するにあたっては、侵害行為の開始とその後の継続の経過および状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無およびその内容、効果等の事情も含めた諸要素の総合的な考察によりこれを決すべきと述べています（最大判昭56.12.16）。本肢は妥当な記述です。

ウ 判例は、周辺住民からの差止請求を認容すべき違法性があるかについて判断する場合の考慮要素は、周辺住民からの損害賠償を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにあたっての考慮要素とほぼ共通するものであるが、たとえ双方の場合の違法性の有無の判断に差異が生じることがあっても不合理とはいえないとしています（最判平7.7.7）。本肢は妥当な記述です。

エ 判例は、国家賠償法2条の定める営造物の設置管理の瑕疵の責任について、利用者以外の第三者に対して危害を生ぜしめる危険性がある場合を含むものと解すべきとした上で、国営空港の設置管理の瑕疵についても同じように適用されるとしています（最大判昭56.12.16）。本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはイ・ウとなり、正解肢は3となります。

問題22 正解3

- 1 問題文では過料が問題となっていますが、いわゆる過料は秩序罰になりますので、前段は正しい記述です。しかし、後段の「裁判所が科する」という点が誤りです。この場合の処分権者は、地方公共団体の長になります（地方自治法149条3号）。本肢は誤りです。
- 2 判例は、地方公共団体の制定する条例の効力は、法令又は条例に別段の定めある場合、若しくは条例の性質上、住民のみを対象とすること明らかな場合を除き、法律の範囲内において原則として属地的に生ずるものと解すべきであるとしています（最大判昭29.11.24）。本肢は誤りです。
- 3 地方自治法14条3項は、「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」と規定しています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 4 地方公共団体の長が定めることができるのは、5万円以下の過料となります（15条2項）。法律上、長には罰金を定める権限はありません。本肢は誤りです。
- 5 肢3の解説の通り、地方自治法14条3項は「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」とのみ規定しています。法律上、総務大臣への協議は要求されていません。本肢は誤りです。

問題23 正解5

- 1 地方自治法242条の2第1項では、「普通地方公共団体の住民は」と規定していますので、住民であることが訴訟要件となります。また、高裁判決ですが、訴訟係属中に原告が当該地方公共団体内の住所を失えば、原告適格を失うとした例があります（大阪高判昭59.1.25）。本肢は誤りです。
- 2 地方自治法242条の2は、住民訴訟について規定しています。そして、法律上は提訴できる住民を「事前に住民監査請求を行った普通地方公共団体の住民」とのみ定めており、「当該財務会計行為が行われた時点において当該地方公共団体の住民であったこと」までを要求していません。本肢は誤りです。
- 3 住民訴訟では、住民監査請求前置主義が採用されています（242条の2第1項）。そして、この住民監査については住民訴訟を提起する者が自ら行う必要があります。本肢は誤りです。
- 4 地方自治法では、住民監査請求については、当該地方公共団体の住民のみが請求できるとしています（242条1項）。本肢は誤りです。
- 5 地方自治法上、住民が住民監査請求をした場合、それに対する監査委員の監査の結果又は勧告に不服があるときは、当該住民は、地方自治法に定められた出訴期間内（この場合は30日以内、242条の2第2項1号・2号）に住民訴訟を提起することができます（242条の2）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題24 正解1

- 1 地方自治法252条の17の2第1項は、「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができます。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。」と規定しています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 2 地方自治法は、自治事務の定義についてこの法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいうと規定しています（2条8項）。本肢は誤りです。
- 3 地方自治法255条の2を参照すると、法定受託事務の審査請求の相手先は、その処分を行った機関によって定まることが分かります。それによると、たとえば、市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分については、都道府県知事に対して審査請求をすべきこととされています。問題文では、「すべて総務大臣に対してする」と記述されています。本肢は誤りです。
- 4 地方自治法245条の2は、いわゆる関与の法定主義を定めています。したがって、問題文の「法令の規定によらずに、国の関与を受けることがある」という点が誤りです。本肢は誤りです。
- 5 問題文の書き方が難しい問題だといえます。地方自治法14条1項は「法令に違反しない限りにおいて」条例は制定可能である旨を定めています。そして、本肢では、「独自の条例によって、法律が定める処分の基準に上乗せした基準を定めることができる」という意味を、字句通りに条例が法律よりも厳しい基準を勝手に定める行為だと解し、それは14条1項に反して許されないので誤りだと判断しましょう。なお、判例は上乗せ条例の可否について、両者の対象事項と規定文言を対比するのみならず、それぞれの趣旨、目的、内容および効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって決定すべきとしていますので、この点も関連知識として押さえておきましょう（最大判昭50.9.10）。本肢は誤りです。

問題25 正解5

本問は、国家行政組織法の条文穴埋め問題です。

このような出題があっても、国家行政組織法の条文暗記などは学習効率があまり良くないので、お勧めできません。

このような問題は、テキスト等の知識から判別できる部分から穴埋めしていき、選択肢を消去法で選んでいくことで対処すればよいでしょう。

そうすると、まず、空欄 **イ** には、国の行政機関は、省・委員会・庁ですので、「委員会」が入ることは容易に分かることと思います。次に、空欄 **オ** は、憲法の知識から「内閣総理大臣」が入ります。

そうすると、選択肢5のみが該当しますので、これで正解にたどり着けることになります。

いずれにしても、このような出題があっても徒に学習範囲を広げ過ぎずテキストの知識で対応できないかどうかを検討すべきです。

問題26 正解3

- 1 地方自治法75条1項では、事務監査請求の主体について「選挙権を有する者」としています。さらに、ここでの選挙権者は「日本国民で年齢満18歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」です（18条）。本肢は誤りです。
- 2 地方自治法242条1項は、住民監査請求の主体を「普通地方公共団体の住民」と規定しています。すなわち、住民であれば日本国籍の有無を問わずに住民監査請求は可能です。本肢は誤りです。
- 3 地方自治法244条3項は、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と規定しています。したがって、住民であれば国籍の有無を問わずに、同条項が適用されます。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 4 地方自治法18条は、「日本国民たる年齢満18歳以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定しています。ただ単に、一定期間居住しただけでは選挙権は認められません。本肢は誤りです。
- 5 平成24年7月8日までは、外国人住民の方は外国人登録法に基づき外国人登録原票に記載されていましたが、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が2012年（平成24年）7月9日に施行され、外国人住民も日本人と同様に住民登録することができます。本肢は誤りです。

問題27 正解1

- 1 判例は、問題文のような、土地の仮装譲受人Bから、その土地上の建物を借りた者Cは94条2項の第三者には該当しないとしています（最判昭57.6.8）。つまり、Aは虚偽表示の無効をCに対抗することができます。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 2 判例は、仮装譲受人Bと直接取引した第三者Cが虚偽表示につき悪意であったとしても、その第三者からの転得者Dは、善意であるかぎり保護されることとしています（最判昭45.7.24）。つまり、Aは虚偽表示の無効をDに対抗できません。本肢は妥当な記述です。
- 3 判例は、仮装譲受人Bから抵当権の設定を受けた者Cについて、94条2項の第三者に該当すると解しています（大判大4.12.17）。したがって、Aは虚偽表示の無効をCに対抗できません。本肢は妥当な記述です。
- 4 判例は、仮装譲受人Bの善意の債権者Cが当該不動産について差押えをした場合、Cは94条2項の第三者に該当し、Aは虚偽表示の無効をCに対抗できないと解しています（大判昭12.2.9）。本肢は妥当な記述です。
- 5 判例は、仮装譲渡された債権の譲受人Bから更に債権を譲り受けた善意の譲受人Cは、94条2項の第三者に該当するとしています（大判昭13.12.17）。つまり、Aは虚偽表示の無効をDに対抗できません。本肢は妥当な記述です。

問題28 正解2

- 1 本肢では、Cに即時取得の要件が備わっているかが問題とされています。民法188条は、「占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定する。」と規定しており、かつCは有効な売買契約によって動産を取得していますので、占有開始におけるCの平穏、公然、善意及び無過失は推定されると解されます（最判昭41.6.9参照）。本肢は妥当な記述です。
- 2 問題では、「Bについての他主占有事情が証明」されていると記述されています。たとえ、その証明がAによるものでなくとも、Bの所有の意思は否定されると解されます。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 3 BC間の売買は、他人物売買となります。したがって、Cは所有権を取得せずに単なる占有者となります。そして、Cは善意の占有者ですので、占有物から生じる果実を取得することができます（189条1項）。以上より、Cは丙を耕作することによって得た収穫物を取得することが可能です。本肢は妥当な記述です。
- 4 BはAのために占有をしていますので、他人のために占有をする者となります。そして、他人のために占有をする者は、占有の訴えを提起することができます（197条）。以上より、Bは占有回収の訴えによりCに対して丁の返還請求することができます。本肢は妥当な記述です。
- 5 AがBに対して「以後はCのために戊を保管するように」指示し、Bがこれを承諾したときは、いわゆる指図による占有移転となります。したがって、戊についてAからCへの引渡しが認められることになります。本肢は妥当な記述です。

問題29 正解4

- 1 根抵当権について、元本の確定期日が定められていない場合には、根抵当権設定者は設定から3年を経過した場合には確定請求ができます（398条の19第1項）。また、根抵当権者はいつでも元本の確定を請求することができます（398条の19第2項）。本肢は妥当な記述です。
- 2 根抵当権の債権の範囲を変更したとしても、極度額の範囲内が変更するわけではないので、後順位抵当権者の承諾は不要です（398条の4第2項）。さらに、その変更の登記を元本確定前にしない場合には、この変更はなされなかったものとみなされます（398条の4第3項）。本肢は妥当な記述です。
- 3 本肢は、根抵当権の極度額の減額請求についての記述です。元本の確定後においては、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、現に存する債務の額と以後2年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求することができます（398条の21第1項）。本肢は妥当な記述です。
- 4 そもそも根抵当権では、根抵当権者は、確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度として、その根抵当権を行使することができるにすぎません（398条の3第1項）。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 5 元本確定前の根抵当権については、随伴性がありませんので、確定前に債権譲渡によって移転した債権については根抵当権により担保されません（398条の7第1項）。本肢は妥当な記述です。

問題30 正解5

- 1 A B間の売買契約には、「Cが亡くなった後に引き渡す」旨が定められていたとありますので、Aの債務の履行について不確定期限が付されていると解することができます。そして、不確定期限付きの債務の履行遅滞については、「債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。」と規定されています（412条2項）。本肢は誤りです。
- 2 本肢では、契約の目的物が契約締結前に履行不能となっています。この場合、民法上は、履行請求はできませんが、損害賠償請求は可能と規定されています（412条の2）。本肢は誤りです。
- 3 問題文では、履行補助者の過失により目的物が滅失した場合には、当然にAに債務不履行責任が認められると記述されています。確かに、履行補助者の過失により生じた結果については、債務者の責任を問うことになります（大判昭4.3.30）。しかし、債務者側に過失がある場合でも、民法は「その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。」と規定しています（415条1項ただし書）。つまり、履行補助者の過失があったからといって、「当然に」 Aの債務不履行責任が認められる訳ではありません。本肢は誤りです。
- 4 民法536条1項は、「当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。」と規定しています。したがって、Bも Aの請求を拒むことができます。本肢は誤りです。
- 5 債権者であるBが、Aからの債務の履行を受けることを拒んだ場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者Bの責めに帰すべき事由によるものとみなされます（413条の2第2項）。そうすると、債権者は、契約解除ができません（543条）。また、反対給付（Aへの代金支払）の履行を拒むこともできません（536条2項）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題31 正解5

- 1 民法542条1項2号は、債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときには、債権者は催告不要で直ちに契約解除ができると規定しています。本肢は誤りです。
- 2 民法542条1項1号では、債務の全部が履行不能である場合には、債権者は催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる旨を規定しています。本肢は誤りです。
- 3 建物賃貸借契約において、賃借人の用法違反が著しい背信行為にあたり、契約関係の継続が困難となるに至った場合について、判例は、民法541条の催告は不要であると判断しています（最判昭27.4.25）。本肢は誤りです。
- 4 前提として、売買契約が解除された場合の原状回復においては、買主はその目的物の使用利益の返還義務を負うことになります（545条3項）。そして、判例は、他人物売買であっても、この規定を適用し、買主は使用利益を返還すべきとしています（最判昭51.2.13）。本肢は誤りです。
- 5 民法541条は、債務不履行における解除権を規定しています。しかし、同条ただし書は、「ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。」として解除権を制限する規定を置いています。問題文のように「代金額の不足が軽微であるとき」には、同条ただし書に照らして、売主の売買契約の解除権が制限される可能性があるといえます。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題32 正解4

- 1 民法605条の3は、「不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受との合意により、譲受人に移転させることができる。」と規定しています。したがって、Bの同意を要せずにA Cの合意のみで賃貸人たる地位を移転させることができます。本肢は妥当な記述です。
- 2 民法605条の3後段は、605条の2第3項を準用しています。そして、605条の2第3項では、賃貸人の地位の移転を賃借人に対抗するには所有権移転登記を経由する必要があるとしています。本肢は妥当な記述です。
- 3 民法605条の2第2項は、「不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しない。」と規定しています。本肢は妥当な記述です。
- 4 賃貸人たる地位がCに移転した場合には、C Bの間の関係は、通常の賃貸借関係についての規定が適用になります。したがって、賃借権を譲渡転貸する場合には、賃貸人であるCの承諾が必要です（612条1項）。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 5 民法605条の3後段は、605条の2第4項を準用しています。そして、605条の2第4項では、賃貸人の地位により敷金関係については、賃貸人の地位の譲受人であるCが敷金債務を負担することになるとしています。本肢は妥当な記述です。

問題33 正解2

- 1 民法404条1項は「利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。」と規定しています。ここで、利息が生じた最初の時点については、589条2項で、「貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。」と定められていますので、問題文の通り「借主が金銭を受け取った日」となります。本肢は妥当な記述です。
- 2 民法404条1項は「利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。」とのみ規定しており、途中で法定利率が変動した場合には同時に適用される法定利率が変動される旨は規定されていません。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 3 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、まず債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によります。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率によることになります（民法419条1項）。本肢では、約定利率が法定利率よりも低いとされていますので、法定利率によることになります。本肢は妥当な記述です。
- 4 不法行為に基づく損害賠償請求についても、原則としては金銭賠償となります（722条）。そして、不法行為に基づく損害賠償請求権は、不法行為の時から遅滞になります。さらに、金銭債務の損害賠償額は債務者が遅滞の責任を負った最初の時点の法定利率によることになります（419条1項）。したがって、不法行為による損害賠償請求権の遅延損害金は不法行為の時の法定利率によることになります。本肢は妥当な記述です。
- 5 民法417条の2第1項は、「将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。」と規定しています。本肢は妥当な記述です。

問題34 正解5

- 1 不法行為における責任能力については、「未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。」と規定されています（712条）。そして、ここで「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能」とは、「道徳上の是非善惡を判断できるだけの能力」ではなく「加害行為の法律上の責任を弁識する能力」だと解されています。本肢は誤りです。
- 2 民法713条は、「精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。」と規定しています。本肢は誤りです。
- 3 民法上、物から生じた急迫の危難を避けるため物を損傷した場合を緊急避難といいます（720条2項）。民法は物から生じた危難から防衛するのが緊急避難であり、人から生じた危難から防衛するのを正当防衛といいます。本肢では、いずれも成立しません。本肢は誤りです。
- 4 肢3の解説のように、人から生じた危難から防衛するのを正当防衛といいますので、本肢は緊急避難ではなく正当防衛に該当します（720条1項）。本肢は誤りです。
- 5 720条1項は、「他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。」と規定しています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題35 正解1

- 1 民法897条1項は、「系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。」と規定しています。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。
- 2 本肢の前段は正しい記述です。相続人は、相続開始の時から、一身専属的な性質を有するものを除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します（896条）。しかし、後段の記述は誤りです。判例によると、不法行為による慰謝料請求権は相続財産に含まれます（最大判昭42.11.1）。本肢は誤りです。
- 3 判例は、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当であるとしています（最大決平28.12.19）。本肢は誤りです。
- 4 民法は、遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合について906条の2で規定しています。すなわち、同条1項では、「遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。」とされています。なお、同条2項では、共同相続人の一人により財産が処分されたときは、当該共同相続人については同意を得ることを要しないとしています。本肢では「遺産分割の対象となる相続財産ではなくなる」と述べています。本肢は誤りです。
- 5 民法上は、共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができるとされています（907条1項）。本肢は、「相続の開始後3か月を経過した場合」と制約を付しています。本肢は誤りです。

問題36 正解5

- 1 商法では、商号の譲渡について「商人の商号は、営業とともにする場合又は営業を廃止する場合に限り、譲渡することができる。」と規定されています（15条1項）。本肢では、甲は乙に対して営業譲渡とともに商号譲渡していますので、この点は問題ありません。ただ、商号譲渡において登記は、効力発生要件ではなく第三者への対抗要件です（15条2項）。本肢は誤りです。
- 2 営業を譲り受けた譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負います（17条1項）。これを回避するためには、営業を譲渡した後、遅滞なく譲受人が譲渡人の債務を弁済する責任を負わない旨を登記するか、営業を譲渡した後、遅滞なく譲受人及び譲渡人から第三者に対しその旨の通知をしなければなりません。本肢では、後者の通知の方法を採用していますが、この通知は譲受人及び譲渡人の双方ともに揃って行う必要があります。乙だけが通知しても駄目です。本肢は誤りです。
- 3 譲渡人の営業によって生じた債権について、その譲受人にした弁済は、弁済者が善意でかつ重大な過失がないときに、その効力を生じます（商法17条4項）。したがって、丙が「善意無重過失」でなければなりません。本肢は誤りです。
- 4 譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用しない場合、譲受人が譲渡人の営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をすると、譲受人は譲渡人の債務を弁済する責任を負うことになります。この場合でも、譲渡人の責任は、広告があった日後2年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては当該期間を経過した時に消滅します（18条2項）。広告をしたからといって、すぐに責任が消滅する訳ではありません。本肢は誤りです。
- 5 譲渡人甲が、譲受人乙に承継されない債務の残存債権者丙を害することを知って営業を譲渡した場合、残存債権者丙は、その譲受人乙に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することが可能です（18条の2第1項）。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題37 正解3

- ア 会社法37条1項の条文通りです。発起設立の場合、発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければなりません。本肢は妥当な記述です。
- イ 発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その過半数ではなく「全員の同意」によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができます（37条2項）。本肢は誤りです。
- ウ 募集設立の場合、発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、発起人の同意ではなく創立総会で定めることになります（98条）。本肢は誤りです。
- エ 募集設立においては、創立総会の決議によって、定款の変更をすることが可能です（96条）。したがって、発行可能株式総数を定款で定めている場合であっても創立総会の決議によって、発行可能株式総数についての定款を変更することができます。本肢は妥当な記述です。
- オ いわゆる4倍ルールの話です。4倍ルールは公開会社にのみ適用があります（37条3項）。すなわち、公開会社では、設立時発行株式の総数は発行可能株式総数の1/4を下ることができません。本肢は妥当な記述です。

以上より、誤っているものはイ・ウとなり、正解肢は3となります。

問題38 正解2

- 1 特別支配株主は、株式売渡請求に係る株式を発行している対象会社の他の株主の全員に対し、その有する当該対象会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができます（179条1項）。本肢は妥当な記述です。
- 2 特別支配株主の株式等売渡請求においては、対象会社の承認は、取締役会設置会社のときは取締役会の決議によることになります（179条の3第3項）。また、取締役会非設置会社の場合には、取締役の過半数の同意によることになります（348条2項）。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 3 株式売渡請求をした特別支配株主は、株式売渡請求において定めた取得日に、株式売渡請求に係る株式を発行している対象会社の株主が有する売渡株式の全部を取得します（179条の9第1項）。本肢は妥当な記述です。
- 4 売渡株主は、株式売渡請求が法令に違反する場合であって、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、特別支配株主に対し、売渡株式の全部の取得をやめることを請求することができます（179条の7第1項1号）。本肢は妥当な記述です。
- 5 株式売渡請求において定めた取得日において公開会社の売渡株主であった者は、当該取得日から6か月以内に、訴えをもってのみ当該株式売渡請求に係る売渡株式の全部の取得の無効を主張することができます（846条の2第1項）。本肢は妥当な記述です。

問題39 正解4

- 1 問題文では公開会社となっていますので、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することが可能です（297条1項）。なお、非公開会社の場合には「6か月前」という要件は不要になります（297条2項）。本肢は妥当な記述です。
- 2 公開会社における株主の議題提案権は、①総株主の議決権の100分の1以上又は300個以上を保有、②株式を6か月前から引き続き保有、③株主総会の日の8週間前までに提案することの3つが要件となります（303条2項）。本肢は妥当な記述です。
- 3 株主は、株主総会において、当該株主総会の目的である事項につき議案を提出することが可能ですが、乱用防止のために、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、提案権を行使できません（304条）。本肢は妥当な記述です。
- 4 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任については、「裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。」と規定しています。「取締役に」ではありません（306条1項）。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 5 会社法は、取締役等の説明義務として、「取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。」と規定しています（314条）。本肢は妥当な記述です。

問題40 正解4

- ア 会計参与は、取締役と共同して計算書類等を作成する者です（374条）。その設置は、原則として会社の任意によります。また、会社法には会計参与を置かなければならぬという規定もありません。なお、大手会社ではない非公開会社で取締役会を設置している場合に、監査役を置かずに会計参与を置くことができます（327条2項）。本肢は誤りです。
- イ 大手会社は、公開会社でも非公開会社でも会計監査人を置かなければなりません（328条）。この会計監査人を、会計参与に代替させることはできません。本肢は誤りです。
- ウ 役員（取締役、会計参与及び監査役）及び会計監査人は、株主総会の決議によつて選任します（329条1項）。本肢は妥当な記述です。
- エ 会計参与は、公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければなりません（333条1項）。本肢は妥当な記述です。
- オ 取締役会設置会社の会計参与は、計算書類・事業報告附属明細書の承認をする取締役会等には出席しなければならないと規定されています（376条1項参照）。つまり、すべての取締役会に出席することは要求されていません。本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはウ・エとなり、正解肢は4となります。

問題41～問題43は択一式（多肢選択式）

- 問題41** ア：10（法律上） イ：7（外在的）
ウ：20（憲法上） エ：5（自律性）

本問は、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰と司法審査についての最高裁大法廷での判例変更における宇賀克也裁判官補足意見を題材にした多肢選択式問題です。

以前の判例では、地方議会における所属議員の出席停止処分については、司法審査の対象とならないとされていましたが、この判例変更により、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となりました。

なお、補足意見とは、判例の結論に賛成する立場から、さらに付随的な事項や念のための説明などを付け加えるもので、判決の理由・論理の補足の説明という位置付けです。

この補足意見の中で、宇賀克也裁判官は、①法律上の争訟の意義、②地方議会と国会との相違点、③住民自治の意義、④議会の裁量の4つの視点で判例の結論を補足しています。このうち、問題文では①法律上の争訟の意義と②地方議会と国会との相違点についての論述部分が出題されています。

以上を前提に、各空欄に当てはまる語句を選んでいきます。まず、空欄 [ア] には、法律上の争訟の意義を述べている文章ですので、そのまま「10 法律上」が入ります。そして、論旨は法律上の争訟について司法権を行使することは義務であり、法律上の争訟を司法審査の対象外とすることは、憲法に定められた例外がある場合に限定すべきということを述べています。そうすると、空欄 [イ] には、「7 外在的」が入り、さらに、空欄 [ウ] には、「20 憲法上」が入ります。

その後は、国会についての記述があり、論旨は国会の自律性を述べています。したがって、空欄 [エ] には、「5 自律性」が入ります。

- 問題42 ア：19（行政文書） イ：11（申請に対する処分）
ウ：6（理由） エ：3（情報公開・個人情報保護審査会）

本問は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に関する知識及び行政手続法の知識を問う問題です。

行政機関情報公開法は、一般知識のテキストに掲載がありますが、稀に行政法の問題としても出題される場合があります。いずれにしても、この問題は、基本的な知識問題だといえるでしょう。

まず、空欄 [ア] には、行政機関が開示又は不開示の決定をすることと記述されていますので、情報公開法の対象である「19 行政文書」が入ります（情報公開法1条等参照）。

次に、空欄 [イ] には、行政手続法の知識をもとに、国民が行政に対して一定の申請をして、それに対して行政が処分を行うという図式から想起して「11 申請に対する処分」を入れることになります（行政手続法2条3号等参照）。

さらに、空欄 [ウ] には、行政手続法の知識をもとに、申請に対する処分において処分決定の理由を示すということで「6 理由」が入ります（行政手続法8条）。

そして、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければなりませんので、空欄 [エ] には、「3 情報公開・個人情報保護審査会」が入ります（情報公開法19条）。

問題43 ア：4（無過失） イ：15（財産権）
ウ：20（勿論） エ：11（推定）

本問は、国家補償制度における「国家補償の谷間」と呼ばれる論点についての記述がもとになっています。

そもそも、国家補償の谷間とは、国家賠償法1条1項が、「故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたとき」と規定していることから、問題となる行為が「違法であるが無過失」である場合に、その救済ができないという点をどのように救済していくべきかという問題です。

以上を前提として、各空欄に当てはまる語句を選んでいきます。

まず、空欄【ア】には、上記の国家補償の谷間である「違法・無過失」が題材になつていますので、「4 無過失」が入ります。

次に、空欄【イ】には、「憲法29条3項によって求められる損失補償」は、財産権を救済するものですので、「15 財産権」が入ります。

さらに、空欄【ウ】には、続いての語句が「解釈」とあり、かつその内容がAが含まれるならば、当然にBも含まれるという記述の内容から「20 勿論」が入ります。

そして、空欄【エ】は、前後の文脈からすると、被害者の救済のために、立証責任の転換をはかり、国側に立証責任を負わせることとし、その結果、担当医師に過失があったことを推定し、もしこれを覆せれば無過失となるという構造にしています。そうすると、空欄【エ】には、「11 推定」が入ります。

問題44～問題46は記述式

※解答は、必ず答案用紙裏面の解答欄（マス目）に記述すること。なお、字数には、句読点も含む。

問題44

<解答例>

B	市	を	被	告	と	し	て	重	大	な	損	害	が	生
じ	る	お	そ	れ	が	あ	る	と	主	張	し	、	是	正
命	令	の	義	務	付	け	訴	訟	を	提	起	す	る	。

(45字)

<解説>

まず、問題文をよく読んで、事案の当事者と権利関係を確認しましょう。

そして、同様に問題文の中のヒントと指示をよく確認しましょう。

そうすると、まず、問題文の中に「Xらは、行政事件訴訟法の定める抗告訴訟を提起する」とありますので、解答の大きな方向性が判断できます。

そして、問題文の指示としては、以下の点が項目を振られて詳細に記載されています。

①誰を被告として
②前記のような被害を受けるおそれがあることにつき、同法の定める訴訟要件として、当該是正命令がなされないことにより、どのような影響を生ずるおそれがあるものと主張し（同法の条文の表現を踏まえて記すこと。）
③どのような訴訟を起こすことが適切か

そこで、本問のXらが、目指すべきことは、その手段が、行政事件訴訟法における抗告訴訟であるとすると、問題文には、すでにXらが、「建築基準法に基づき違反建築物の是正命令を発出するよう、特定行政庁であるB市長に申し入れたが、B市長は、当該建築確認および当該マンションの建物に違法な点はないとして、これを拒否することとし、その旨を通知した。」とありますので、Xらが、目指すべきはこの是正命令の発出になろうかと思います。

そして、行政に対して抗告訴訟により是正命令の発出を行わせるということであれば、「義務付け訴訟」になるということが分かります。したがって、③の問題については、「義務付け訴訟」が相応しいと判断できます。

そこで、次に、義務付け訴訟の要件が問題となります。本問の場合には、1号義務付け訴訟（非申請型）ですので、37条の2第1項がその規定となります。

そうすると、②の問題に対しては、同条項の「重大な損害を生ずるおそれがある」という文言を記述すべきことが分かります。

最後に、①の被告ですが、これはB市となります。

以上より、以下のように記述すべきことが分かります。

①誰を被告として	B市
②前記のような被害を受けるおそれがあることに つき、同法の定める訴訟要件として、当該是正 命令がなされないことにより、どのような影響 を生ずるおそれがあるものと主張し（同法の条 文の表現を踏まえて記すこと。）	重大な損害が生じるおそれが あると主張
③どのような訴訟を起こすことが適切か	是正命令の義務付け訴訟

あとは、字数制限に気をつけて、解答例のように文章化すればよいことになります。

<参考 37条の2第1項>

第三条第六項第一号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。

問題45

<解答例>

無	権	代	理	行	為	は	當	然	に	有	効	と	な	ら
ず	、	A	が	追	認	を	拒	絶	し	て	も	信	義	則
に	反	し	な	い	た	め	、	認	め	ら	れ	る	。	

(44字)

<解説>

本問を理解するためには、2つのポイントがあります。

まず、1つ目は、Bが行ったA所有の甲不動産の売却行為についての評価です。

判例は、民法761条の夫婦の日常家事に関する連帯責任の規定について、単なる連帯責任のみならず、一歩進んで、他方の代理権をも認める規定だと解しています（最判昭44.12.18）。

そこで、この点から、一応Bの行為が本人Aとする表見代理として認められないかが問題となります。一般的には、不動産の売却行為は日常家事には含まれず、結果としてBの行為は無権代理行為だと判断すべきことになるでしょう。

次に、2つ目のポイントは、上記のようにBの行為を無権代理行為だと判断した場合、無権代理人Bの死亡によりAがBを単独で相続した場合、相手方Cが、本人Aに対して債務の履行を求めることができるかどうかという点です。

この点につき判例は、相続人たる本人が被相続人の無権代理行為の追認を拒絶しても、何ら信義に反するところはないから、被相続人の無権代理行為は一般に本人の相続により当然有効となるものではないと解するのが相当としています（最判昭37.4.20）。

最後に、解答の形式面として、問題文では、「①Aは、Cの履行請求を拒みたいと考えているが、認められるか否かについて、および②その許否につき理由を付すること」の2点について記述が求められています。

以上より、上記の判例の内容である①Aが拒むことが認められること、②信義則に反しないことの2点を記載して模範解答のように記述することになります。

問題46

<解答例>

AはCに対し、

B	の	所	有	権	に	基	づ	く	妨	害	排	除	請	求
権	を	代	位	し	て	、	屏	の	撤	去	を	請	求	す
る	こ	と	が	で	き	る	。							

(38字)

<解説>

本問のAは、甲土地について賃借権を有しているが、その賃借権は登記されていません。そこで、Aが直接、Cに対して妨害排除等を請求することはできないことが判断できます。さらに、Aはいまだ土地について占有も開始できていませんので、占有権を主張することも難しい状況です。

そこで、次に検討すべきなのが、所有者Bの有する物権的請求権の代位行使です。

判例は、土地の不法占拠者に対して、賃借人が所有者の妨害排除請求権を代位行使することを認めています（大判昭4.12.16）。

したがって、AはCに対して、Bの所有権に基づく権利を代位行使することになります。

あとは、その内容ですが、妨害排除請求権により、屏の撤去請求が考えられます。

したがって、本問では、Bの所有権に基づく妨害排除請求権を代位行使すること、その内容は、①妨害排除請求と記述してもよいと思いますし、もっと具体的に屏の撤去請求と記述してもよいでしょう。

以上より、解答例のように記述することになります。

一般知識等

問題47～問題60は択一式（5肢択一式）

問題47 正解5

本問は、ロシアのウクライナ侵攻にちなんで、近代のロシア外交・軍事に関する歴史の知識を問う問題です。

- 1 1853年に起こった戦争は、ウクライナ戦争ではなくクリミア戦争です。クリミア戦争は、1853年から1856年にかけて、帝政ロシアと、トルコ・イギリス・フランスの連合軍との間で行われた戦争です。なお、ウイーン体制とは、ウイーン会議で絶対王政を復活させたヨーロッパ19世紀前半の反動的国際体制を指します。本肢は誤りです。
- 2 第一次世界大戦末期の1917年に、ロシアで起こったのはいわゆる第二次ロシア革命（二月革命・十月革命）です。本肢は誤りです。
- 3 ソ連がポーランドに侵攻したのは、1939年です。また、日ソ中立条約締結は1941年です。したがって、日ソ中立条約を締結してから、ソ連は1939年にポーランドに侵攻という点が誤りです。本肢は誤りです。
- 4 1962年にキューバにソ連のミサイル基地が建設されていることが分かり、アメリカとソ連の間に危機が生じたので、キューバ危機と呼ばれます。戦争は始まっていません。本肢は誤りです。
- 5 1980年代前半は新冷戦が進行していましたが、ソ連の最高指導者ゴルバチョフによる新思考外交が展開され、1989年の米ソ両首脳のマルタ会談において、東西冷戦の終結が宣言されました。よって、本肢は妥当な記述であり、これが正解肢となります。

問題48 正解5

ア 欧州経済共同体（EEC）とは、1958年に設立された、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダとの間での経済統合を実現することを目的とする国際機関です。年号もイギリス中心も誤りです。本肢は誤りです。

イ 欧州連合（EU）は、国連の下部組織ではありません。本肢は誤りです。

ウ 欧州評議会（Council of Europe）は、人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関として、1949年フランスのストラスブルに設立されています。本肢は妥当な記述です。

エ ヨーロッパがヨーロッパ外部からの攻撃に対して防衛するためアメリカとヨーロッパ各国が結んだ西欧条約に基づいて設立された集団防衛システムをNATO（北大西洋条約機構）といいます。本肢は誤りです。

オ 欧州経済領域（EEA）とは、欧洲自由貿易連合（EFTA）加盟国が欧州連合（EU）に加盟することなく、EUの単一市場に参加することができるよう、1994年1月1日にEFTAとEUとの間で発効した協定に基づいて設置された枠組みをいいます。本肢は妥当な記述です。

以上より、妥当なものはウ・オとなり、正解肢は5となります。

問題49 正解4

ア コスタリカは軍隊を持たないことを憲法に明記しています（コスタリカ憲法第12条）。また、フィリピンは非核政策を憲法に明記しています（フィリピン共和国憲法第2条第8項）。本肢は妥当な記述です。

イ 対人地雷禁止条約では、対人地雷の使用や開発が全面的に禁止されています。本肢は妥当な記述です。

ウ 核拡散防止協約（NPT）とは、そもそも核軍縮を目的にアメリカ・フランス・イギリス・中国・ロシアの核所有5か国以外の核兵器の今後保有を禁止しようとする条約です。本肢は誤りです。

エ まず、佐藤栄作のノーベル賞受賞は2004年ではなく1974年です。また、受賞理由は、生物・化学兵器禁止に尽力したことではなく、「核を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則政策によるものです。本肢は誤りです。

オ 中距離核戦力全廃条約は、アメリカ合衆国とソビエト連邦との間に結ばれた軍縮条約の一つで、中距離核戦力として定義された中射程の弾道ミサイル、巡航ミサイルを全て廃棄することを目的としていた条約です。しかし、アメリカは2019年2月1日に本条約の破棄をソ連の後継であるロシア連邦に通告したことを明らかにしており、これを受けてロシア連邦も条約義務履行の停止を宣言し、同年8月2日に失効となっています。本肢は妥当な記述です。

以上より、誤っているものはウ・エとなり、正解肢は4となります。

問題50 正解1

ア 問題出題基準日の2022年4月に一番近いデータでは、2022年3月末時点で郵便局の数は23,726件となっています。他方で、コンビニの数は、2023年1月の調査結果によると56,759件となっています。本肢は誤りです。

イ 一般信書便事業とは、一般信書便役務を全国提供する条件で、全ての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業です。現時点で、民間事業者はありません。本肢は妥当な記述です。

ウ 郵便局では、農産物や地元特産品などの販売を行うことは、特に禁止されていません。本肢は誤りです。

エ 郵便局では、簡易保険のほか、民間他社の保険も取り扱っています。本肢は妥当な記述です。

オ 郵便局内にあるゆうちょ銀行の現金自動預払機（ATM）では、硬貨による預金の預入れ・引出しの際に手数料を徴収するようになりました。本肢は妥当な記述です。

以上より、誤っているものはア・ウとなり、正解肢は1となります。

問題51 正解3

本問は、国内総生産（GDP）及び1人当たりGDPに関する知識問題です。

国内総生産（GDP）および1人当たりGDPについては、問題文の中に定義が示されていますので、単純にGDPの水準が高い上位6か国を知っているかどうかという問題です。

そして、正解は **ア**：アメリカ、**イ**：中国、**ウ**：日本、**エ**：ドイツ、**オ**：インド、**カ**：イギリスの順となりますので、正解肢は3となります。

問題52 正解2

ア 森林率とは、国土面積に対する森林面積の割合をいいます。日本は、林野庁の統計情報によると68.4%です。中国については、2年前のデータでは総国土面積の22.1%という数字が上げられていましたので、いずれにしても日本の森林率は中国の森林率より高いといえます。本肢は妥当な記述です。

イ 森林・林業白書（令和4年5月31日公表）によると、国有林面積は森林面積全体の31%となっています。本肢は誤りです。

ウ 森林・林業白書（令和4年5月31日公表）によると、2000年～2020年の木材価格は概ね横ばい状態といえます。2020年代に入ってもさらに急上昇という点は誤りだといえます。本肢は誤りです。

エ 平成31（2019）年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されています。本肢は妥当な記述です。

オ 森林・林業白書（令和4年5月31日公表）によると、近年は木材自給率が上昇しているとあります。本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはア・エとなり、正解肢は2となります。

問題53 正解2

- 1 ワシントン大行進は、アメリカの黒人公民権運動が高揚した1963年8月に行われたもので、キング牧師が有名な「私には夢がある」の演説を行ったこととしても有名です。20万人以上が参加したといわれています。本肢は妥当な記述です。
- 2 ヒラリー・クリントンが、女性として初めてアメリカ合衆国大統領に就任したという事実はありません。よって、本肢は誤りであり、これが正解肢となります。
- 3 2020年にミネアポリスで黒人男性が警察官によって殺害された後、人種差別に対する抗議運動が各地に広がりました（ジョージ・フロイドの死ともいわれます）。本肢は妥当な記述です。
- 4 人種差別に基づくリンチを連邦法の憎悪犯罪とする反リンチ法が、2022年に成立しています。本肢は妥当な記述です。
- 5 2022年に、ケタンジ・ブラウン・ジャクソンは、黒人女性として初めて連邦最高裁判所判事に就任しています。本肢は妥当な記述です。

問題54 正解4

世界の環境問題に関する知識問題です。

空欄には、**ア**：ラムサール条約、**イ**：国連環境計画、**ウ**：気候変動枠組条約、**エ**：京都議定書、**オ**：パリ協定が入りますので、正解は4となります。

各空欄の条約等の意義について確認しておけば、解答及び復習としては充分だと思います。

ア：ラムサール条約

ラムサール条約は1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。

イ：国連環境計画

国連環境計画とは、1972年6月ストックホルムで「かけがえのない地球」をキャッチフレーズに開催された国連人間環境会議の提案を受け、同会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、同年の国連総会決議（決議2997（XVII））に基づき設立された機関です。

ウ：気候変動枠組条約

1992年5月に採択され、1994年3月に発効しました（締約国数：198か国・機関）。大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の濃度を安定化させることを究極の目的とし、本条約に基づき、1995年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されています。

エ：京都議定書

1997年12月の京都におけるCOP3で採択され、2005年2月に発効しました（締約国数：192か国・機関）。

オ：パリ協定

2015年12月のパリにおけるCOP21で採択され、2016年11月に発効しました。先進国、途上国の区別なく、全ての国が温室効果ガス排出削減等の気候変動の取組に参加する枠組みです。

問題55 正解1

各空欄には、**I**：音声認識、**II**：画像認識、**III**：ビッグデータ、**IV**：ディープラーニング、**V**：帰納的推論が入りますので、正解肢は1となります。

まず、**I**ですが用いられている具体例として「文字起こしサービス」とありますので、「音声認識」だと分かります。

次に、**II**ですが、同じ様に「生体認証」が挙がっていますので「画像認識」が入ります。さらに、**III**には「コンピュータが予測を行うために利用する～が収集できる」という文章から「ビッグデータ」が相応しいと判断できます。

最後に、「従来の学習機能とは異なって、コンピュータ自身が膨大なデータを読み解いて、その中からルールや相関関係などの特徴を発見する技術」という説明から、**IV**には「ディープラーニング」が入り、**V**には「帰納的推論」が入ります。

以上より、正解肢は1となります。

問題56 正解1

ア オプトインとは、事前に電子メールの送信に同意した相手に対してのみ、広告、宣伝、勧誘等を目的とした電子メールの送信を許可することをいいます。本肢は妥当な記述です。

イ インターネット上で情報発信したりサービスを提供したりするための基盤を提供する事業者をプラットフォーム事業者といいます。本肢は妥当な記述です。

ウ まず、デジタルトランスフォーメーションとは、2004年にスウェーデンのウメオ大学エリック・ストルターマン教授が提唱した「情報技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念です。少なくとも、情報技術を用いて業務の電子化を進めるために政治体制を専制主義化することを指しません。本肢は誤りです。

エ テレワークとは、情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいいます。本肢は誤りです。

オ ベース・レジストリとは、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベースのことです。本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはア・イとなり、正解肢は1となります。

問題57 正解5

- 1 日本国内では、徳島市が「電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」(1973年6月28日)を施行し、1970年代には多くの地方自治体が個人情報保護に関する条例を制定しています。国は、1988年に行政機関を対象にした最初の個人情報保護法として「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年12月16日法律第95号）」を制定し、これは1990年10月1日から全面施行されています。本肢は誤りです。
- 2 個人情報保護法に、個人情報保護委員会は、個人情報保護条例を制定していない地方公共団体に対して、個人情報保護法違反を理由とした是正命令を発出しなければならないとする定めはありません。本肢は誤りです。
- 3 個人番号カードは、個人番号法（マイナンバー法）に基づいて、市町村長が交付しています（17条1項）。本肢は誤りです。
- 4 個人情報保護法に、問題文のような定めはありません。本肢は誤りです。
- 5 個人情報保護法は、個人情報保護委員会の所掌事務として、「認定個人情報保護団体に関すること。」と定めています（132条3号）。よって、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。

問題58 正解4

まず、最初に、問題文を一読してください。そして、次に、選択肢についても一読し、さらに1から5の各肢の並びを確認します。

まず、冒頭に入るべき文章は、その前の文章の「ずいぶんふしぎな「なぜ」がたくさんあつまつた。」に続くものですので、エが入ります。次に、「なぜ」という単語を用いて、それを次に発展させる文章を選ぶとウが入ります。さらに、各肢の並びをみると、次はアとなりますので、これを入れてみて違和感がないことを確認します。そして、最後は結論の文章であるオが入りますので、各肢の並びに当てはめると該当するのは4となります。

以上より、正解肢は4となります。

問題59 正解1

まず、最初に、問題文を一読してください。そして、次に、選択肢についても一読します。

そうすると、空欄の前は、日本軍の戦略性の欠如という話をして、空欄の後には、原則に固執しなかったことが良い結果をもたらした、すなわち、本来はマイナスである無原則性が逆にプラスに働いたという話になります。

これを踏まえて、入るべき文章を検討すると、日本政府の無原則性が逆説的にでも臨機応変な対応となったという話をしている1が相応しいと判断できます。

以上より、正解肢は1となります。

問題60 正解5

まず、問題文について全体を通して一読します。そして、次に、選択肢についても一読し、さらに1から5の各肢の並びを確認します。その後に、各空欄について、適切な語句を選んでいきます。

まず、空欄 [ア] ですが、ライブ中継を見るということと、選択肢にある語句を照らし合わせると、相応しいのは「臨場感」という語句になります。同じ文章内の空欄 [イ] には、文脈から「錯覚」が入ります。

次に、空欄 [ウ] ですが、メディアが私達に情報を「媒介」します。斡旋や仲介は意味が異なりますので入りません。

さらに、空欄 [エ] には「取捨選択」、空欄 [オ] には「恣意的」が入ります。多くの場面でいわれることですが、メディアはありのままを伝えるのではなく、恣意的な伝えたい情報を伝えているという意味です。

以上より、正解肢は5となります。